




国民年金についてのお知らせ

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金被保険者には、職業などによって次の3つの種別があります。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第2号被保険者
加入する制度	国民年金	国民年金と厚生年金保険	国民年金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 学生・自営業者 農林漁業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員 公務員等 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者に扶養されている配偶者 
届出先	恩納村役場	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付方法	各自が納付	お勤め先を通じて納付（給料から天引き）	自己負担なし（第2号被保険者の加入制度が負担）

結婚や就職、退職などで被保険者の種別が変わった時は、2週間以内に手続きをすることが必要です。

こんなときは届出を！		変更後	届出先
20歳になった方	学生、自営業、無職等	第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 村民課年金係 名護年金事務所
	厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第1号被保険者の方	就職して厚生年金保険に加入した	第2号被保険者	お勤め先
	結婚や収入減少等で厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第2号被保険者の方	お勤め先を退職した	第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 村民課年金係 名護年金事務所
	退職して厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第3号被保険者の方	収入増加や離婚等で配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 村民課年金係 名護年金事務所
	配偶者が厚生年金保険に加入していた勤務先を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	お勤め先
	就職して厚生年金保険に加入した		
	配偶者が転職等で加入する厚生年金保険の種類が変わった		

お問い合わせ：村民課 年金係 ☎966-1205
名護年金事務所 ☎0980-52-2522